平成２１年（フ）第２１６号
宮城県大崎市古川石森字北西原56番地１
債務者　末永　良子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
宮城県大崎市松山金谷字向田56番地10
債務者　手代木志保
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
宮城県大崎市古川西館１丁目２番８号
債務者　細川　基樹
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
富山県高岡市内免４－４－18　コーポ・ユリ202号
債務者　堀江　源一
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４６７号
愛知県江南市鹿子島町尾崎107番地
債務者　須賀　　純
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３５４号
神戸市長田区若松町４丁目２番15―605号、従前の住所神戸市長田区若松町４丁目２番15―1803号
債務者　河本　和子
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６５号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番５―202号
債務者　西山志津江
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７８号
神戸市中央区花隈町５番21―608号
債務者　何　　美麗
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８５号
神戸市須磨区大田町７丁目１番10号
債務者　志垣美智恵
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９４号
神戸市兵庫区荒田町２丁目16番19号　101号、従前の住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎299番地
債務者　龜尾　和弘
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９５号
神戸市長田区大谷町３丁目14―52―Ｃ601、住民票上の住所神戸市長田区大谷町３丁目14番50―601号
債務者　阪口　清佳
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４００号
神戸市垂水区神陵台５丁目20番50―201号、従前の住所長野県松本市清水２丁目11番40号
債務者　荻野　和一
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７２号
兵庫県川西市東多田３丁目９番７号　203、前住所兵庫県川西市鼓が滝１丁目23番21号
債務者　伏木由美子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第１２４号
鳥取県東伯郡北栄町弓原347番地15
債務者　山田　悦子
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第９９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋775番地35
債務者　三谷　　豊（旧姓岩本）
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１０４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留16番地４
シャンティーＩ―202
債務者　山下　雅弘
１　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１９３号
鳥取県米子市夜見町1407番地
債務者　吉岡　　仁
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部